

供託書(地代・家賃弁済)

申請年月日	令和4年 7月 29日		法令条項	民法494条	令和 2 年度金第 12345 号					
供託の表示	名古屋法務局		供託 の 原因 たる 事実	契約 内容	賃借の 目的物	愛知県一宮市公園通4-17-1 鉄骨造陸屋根三階建店舗 1階 101号室 床面積70.00㎡				
供託 者の 住所 氏名	岐阜市橋詰町111 岐阜弁ビル505号室 株式会社 ミータス 岐阜市今沢町222 井之口マンション1001号室 代表取締役 花田香澄			賃料	月80,000円	支払日	翌月分毎月末日まで			
				支払場所	① 被供託者住所 2. 供託者住所 3.					
				供託する賃料	令和4年 7月分					
被 供 託 者 の 住所 氏名	名古屋市中区三の丸一丁目4番2号 真城 聡			供託の 事由	① 令和 4 年 6 月 27 日提供したが受領を拒否された。 のため { 2. 受領することができない。 3. 受領しないことが明らかである。 4. 債権者を確知できない。					
1. 供託により消滅すべき債権又は抵当権 2. 反対給付の内容			備 考							
供託 金額				百	+	万	千	百	+	円
			¥	8	0	0	0	0	0	

上記供託金を受理する。
供託金の受領を証する。

令和4年7月29日
名古屋法務局
供託官 石原恒和 印

供託書(地代・家賃弁済)

申請年月日	令和4年 7月 29日		法令条項	民法494条	令和 2 年度金第 12345 号														
供託の表示	名古屋法務局		供託の 原因 たる 事実	賃借の 目的物	愛知県一宮市公園通4-17-1 鉄骨造陸屋根三階建店舗 1階 101号室 床面積70.00㎡														
供託者の 住所氏名	岐阜市橋詰町111 岐阜弁ビル505号室 株式会社 ミータス 岐阜市今沢町222 井之口マンション1001号室 代表取締役 花田香澄			賃料	月80,000円	支払日 翌月分毎月末日まで													
				支払場所	① 被供託者住所 2. 供託者住所 3.														
被供託者の 住所氏名	名古屋市中区三の丸一丁目4番2号 真城 聡			供託する賃料	令和4年 8月分														
1. 供託により消滅すべき債権又は抵当権 2. 反対給付の内容			供託の 事由	1. 令和 年 月 日提供したが受領を拒否された。 7月分賃料の受領を拒否され、その際に家屋の明渡要求があり、 予め賃料の受領を拒絶され目下係争中 のため { 2. 受領することができない。 ③ 受領しないことが明らかである。 4. 債権者を確知できない。															
備考			備考																
供託金額	<table border="1"> <tr> <td>百</td> <td>+</td> <td>万</td> <td>千</td> <td>百</td> <td>+</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>8</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </table>					百	+	万	千	百	+	円			8	0	0	0	0
百	+	万	千	百	+	円													
		8	0	0	0	0													

上記供託金を受領する。
供託金の受領を証する。

令和4年7月29日
名古屋法務局
供託官 石原恒和 印

※ 同様の供託書により、これ以降も供託は継続しているものとする。